

長久手市行政評価票

事業番号	112	事業の名称	防火管理指導事業	担当部署	部	課
					消防本部	総務課

事業の概要	防火対象物の実態を把握し、火災予防上適切な管理を防火対象物の関係者に促すために、現在、防火対象物の立入検査、文書による消防用設備等点検結果報告の通知指導、防火管理者の選任解任についての通知指導、さらには防火管理者を育成するため講習会を開催することにより防火対象物における防火管理業務の適正化を図る。			他市町の実施状況 (近隣市町や先進都市の状況等を具体的に記載)	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、尾三消防本部(日進市、みよし市、東郷町)の何れの消防機関においても同一若しくは類似した事業を実施している。						
	事業期間	事業開始年度	—		終了(予定)年度	—	総事業費 (単位:千円)	総事業費	H24予算	H24決算	H25予算
事業の対象 (だれ、何に対して)	防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者)			うち	一般財源	19		19	19	19	20
事業の意図 (対象をどのような状態にしたいか)	防火対象物の防火管理上必要な業務が適切に遂行されること。				国費・県費	19		19	19	19	20
					地方債						
					その他						
					受益者負担額						

評価の見方	
A	現行どおり実施
B	事業の改善
C	他事業と統合
D	運営主体の見直し
E	事業の廃止の検討

事業を構成する 事務事業	対象 (だれ、何に に対して)	目的 手段 (いつ、どのような手段を使って)				意図 (対象をどのような状態にしたいか)	事務事業の 実施結果	成果指標	成果			事業費(単位:千円)			評価				
		4月~	7月~	10月~	1月~				H24実績	H25実績	単位	成果指標の目標値 設定の根拠	H24予算	H24決算	H25予算	H25決算	H25決算の主な内訳 (単位:千円)	評価	評価の説明
									H25目標値			H26予算							
① 立入検査実施業務	防火対象物の関係者に	長久手市火災予防査察規程第10条に規定する査察事項を把握することで				防火対象物の位置、構造、設備及び管理について良好な状況を確保する。	第1種防火対象物立入検査数126件	実施件数に占める指導事項の割合	51.5	%	昨年実績より50%以下を目標とする。(防火対象物の用途により指導事項の占める割合が大きく異なります。)	0	0	0	0	A	現行どおり実施 防火対象物の用途により指導事項の割合が大きく異なるものの、より効果的な立入検査を行うための手法を検討します。		
② 文書通知業務	防火対象物の関係者に	翌2月分(12月のみ3月分)通消防法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検結果を報告するよう文書により通知することで				当該消防用設備等の技術基準に従った設置及び維持のため必要な措置が図られる。	0回通知通知件数0件	消防用設備等の点検報告期限が迫る防火対象物から届出率	86.5	%	届出を必要とする防火対象物の届出率を段階的に引き上げ100パーセントとするため年3パーセントの増加	0	0	0	0	A	現行どおり実施 通知件数に対する届出状況を数値化し、効果的に指導します。		
③ 防火管理講習業務	防火管理者の選任を必要とする防火対象物の関係者に	甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習を行うことで				防火管理者未選任と違反状態であった防火対象物の改善が図られる。	開催回数1回 甲種 54人 乙種 6人	防火管理者の選任率	93.1	%	届出を必要とする防火対象物の選任率を段階的に引き上げ100パーセントとするため年2.5パーセントの増加を目標とする。	19	19	19	19	A	参加者傷害保険 11 地震体験車 9 現行どおり実施		
④																			

事務事業の改善内容	事務事業	改善内容(H26以降に実施する内容)	事務事業	事業概要
			H26以降新規に実施する事務事業	